

ちょこっと相談

パートタイムの 掛け持ち、気をつけることは？

パートの仕事を掛け持ち（兼業）することは、法律で禁止されてはいません。けれども、一定の基準を設けて届出を義務づけたり、許可制にしている会社が多いようです。就業規則で「許可が必要」となっている場合には、兼業を黙っていると服務規律違反となる恐れがあるので注意が必要です。そもそも就業時間以外は会社に拘束されない自由な時間ですが、兼業による長時間労働が原因で自社の業務効率が低下する危惧や兼業先が同業他社だった際に自社の機密情報が漏れる恐れなどを理由に、兼業の規定があります。したがって、会社の規定に従って伝えておく方がよいでしょう。

気をつけること

①税金

主となる勤務先以外の所得の合計が1月から12月の間で20万円を超える場合は、確定申告が必要になります。申告の時期は毎年2月～3月で、税務署や各申告場所に源泉徴収票を持参すると書類の書き方や税の仕組みを教えてください。

②労災保険

どちらの勤務先で仕事や通勤途中にけがをしても適用されます。仕事ができなくなり会社から給料をもらえない場合、平均賃金の8割の休業補償

パートで週3日働いていますが、他のパートを掛け持ちして収入を増やそうと考えています。会社に黙ってたらダメですか？他に気をつけることはありますか？今は、税金も雇用保険も引かれず、年金と健康保険は夫の扶養に入っています。



給付が支給されますが、けがをした勤務先での給与に対する補償のみとなります。

③雇用保険

主となる勤務先で週20時間以上、31日以上働く場合には加入することになります。掛け持ちしていても1か所しか加入できないので、失業手当などの受給額は主となる勤務先1か所での給与のみが反映された金額となります。

④年金と健康保険

現在は国民年金第3号被保険者（夫の扶養内）で保険料の負担がなくても、2か所の収入合計が年間130万円を超えれば扶養から外れます。その場合、自分の勤務先で加入できればいいのですが、掛け持ちの両方とも加入要件を満たさない場合は国民年金第1号被保険者となり、自分で国民年金と国民健康保険に加入し保険料を負担することになります。

いざという時にお金が支給される保険加入のことを考えると1か所で働く時間を増やす方が効率的ですが、いろんな事情でそれが難しい場合もあります。パートの掛け持ちは収入増だけでなく、違った仕事を経験できてキャリアの幅が広がるというメリットもあります。今後の働き方を考える際には、さまざまな観点から検討してみてください。

回答者：西野 智子（当財団職員、社労士）

ツキイチすてっぷ

誰でも気軽に立ち寄って参加できる「ツキイチすてっぷ」を開催しています。春はすてっぷシネマ&おしゃべり会、夏はイスヨガ&カフェタイム、秋はブックトーク、冬はネイル会を実施してきました。

チラシを見て楽しみに来られた方や、偶然通りかかって参加された方もいました。

毎回、参加者同士で交流する時間があります。

イスヨガでは体を伸ばしてリラックスした後、お茶を飲みながら輪になって感想を話しました。ブックトークでは「心にビタミン笑える本」、「オトナが迎けるデトックス絵本」をテーマに、持ち寄った本を紹介して盛り上がりました。



映画上映後に感想を話し合う参加者